

## 第14回文部科学省政策会議（平成22年1月20日）

1. 日時 平成22年1月20日（水曜日）8時～

2. 場所 衆議院第1議員会館 第1会議室

3. 議題

(1) 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律案」骨子について

(2) 第174回通常国会提出予定法案

(3) 平成21年度2次補正予算案及び平成22年度予算案の概要

(4) その他

4. 概要

【中川副大臣 挨拶】

国会の論戦が本格的になってきたところ、国民と約束した事柄を実現し、政権交代の意義を示していきたい。政務三役が、それぞれ検討課題に関する議論を始めており、皆さまにも参加いただきたい。

私としては、総合科学技術学術会議の見直しのほか、独法、特別会計、事業仕分けについて省内での検討に取り組んでいく。特に研究開発法人については、改めてどう位置付けるか考えてゆきたい。また、寄附税制について「新しい公共」の考え方のもと、市民ボランティアなど幅広い議論を進めていきたい。4月までに取りまとめることとなっており、速いペースで議論が進むと思われる。また、民間資金を研究開発に呼込むためのプロジェクトもある。著作権については、グーグルの書籍 web 掲載を契機とした話合いのプラットフォームを国が考えたとしたらどういった形になるか、国立国会図書館のデジタルアーカイブ化とあわせ、議論を進めている。外国人労働者の子どもの教育に関しては、省内プロジェクトチームと並行して、外務省、内閣府、法務省の副大臣と外国人労働者の枠組みで話し合う場を設けている。国交省がとりまとめている観光・文化については、日本の文化財や博物館・美術館などの資源をもっと活用していこうと議論している。東アジア共同体構想では、文部科学省資源の活用を考えている。

これらのほかに、鈴木副大臣も教育関係のプロジェクトをいくつか進められている。

(1) 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」骨子について

【鈴木副大臣説明】

予算関連法案で日切れ扱い希望なので、今日骨子のご了解をいただければ、関係省庁との調整に進みたい。法案の趣旨は、公立高校について授業料を不徴収とするとともに、高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費負担を軽減すること。対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校に加え、専修学校、各種学校等で高等学校に類するものとして文部科学省令で定めるものとしている。この基準については、引き続き国会での議論等を踏まえながら検討していく。

公立学校については授業料不徴収を制度化する。私立学校については、118,800円の就学支援金を支給する。加えて、年収250万円以下の世帯については、2倍の237,600円を支給し、年収250～350万円の世帯については、1.5倍の178,200円を支給する。

民主党政策集 INDEX2009 に「私学助成の維持」と記載している。私立学校への助成金は、国と地方あわせて今年度は 3,010 億円くらいある。地方交付税の積算単価は折衝が続いており、国と地方をあわせた私立高校への助成金は前年より拡充する方向で最終的な調整を行っている。加えて、新設する就学支援金で私学に交付される分は 1,486 億円で、さらに、都道府県の授業料減免の財源 290 億円が加わる。これらを合計すると、この 4 月から約 4,800 億円の支援、前年度 5 割増となる。また授業料以外に、低所得者層には入学一時金の減免補助を検討している。この基金は国公立学校の生徒が対象であるが、仮に基金の半分を私立学校の生徒に使えるとすれば、国と地方をあわせた助成金は 4,900 億円から 5,000 億円近くとなる。生徒一人当たりの交付額は、公立高校では約 10 万円の増となるが、私立高校については 15 万円増額となり、公私間格差は 5 万円ほど縮むことになる。そもそもの公私間格差は大きなものだが、今回の措置で圧縮されていることを理解願いたい。厳しい国会が予想されるが、よろしくご支援いただきたい。

#### 【質疑応答】

○ 特区で認められている NPO 立の高校、職業訓練校などの他省庁所管の施設は、高校無償化の対象校となるのか。

(金森初等中等教育局長)

特区において、株式会社立高校はあるが、NPO 立高校はまだない。株式会社立高校は対象となる。他省庁が所管している機関のうち、高等学校レベルでは海上技術学校があり、対象としたいと考えている。

○ 都道府県の裁量になるのかもしれないが、私立高校に就学支援金が渡るのはいつ頃になるのか。後払いだとなぎの融資が必要で、できれば前払いにしてほしいとの声を聞く。

(鈴木副大臣)

確認作業にある程度の時間が必要という意見もあるが、法律が成立すれば、できる限り速やかに交付したい。

○ 私立学校の特待生の扱いについて、考え方を伺いたい。

(鈴木副大臣)

授業料減免は、各学校法人の自主的な観点で取り組むもので、基本的に法の導入とは切り離して考えてほしい。

○ 速やかに対応すべき案件として、教員免許更新制度がある。22 年度以降免許更新の対象となる方が不安をもっているので、近いうちに廃止になる制度ながら、自費で時間をかけて取り組むことについて、政務三役から、教員へのメッセージを表明してほしい。

(鈴木副大臣)

まず、本日の配布資料にある骨子について、この場で了承いただいたということによいか。関係者への説明等に速やかに着手したいと考えている。(→了承。)

ご質問の件について、教員免許を含む教員養成に関する検討を始めている。4 月以降本格的な検討を進め、できれば来年の通常国会に何らかの法案を提出する方向で進めたい。講習は不適格教員の排除に関する取組ではないことを再確認し、各大学は講習内容を精査して実施している。教員の資質向上に関する講習であり、受けていただきたい。新しい制度ができた折には、これまで受けていただいたものが、制度的にも加味されるような制度と

したいと考えている。どういう形にするかは、ご提案願いたい。大学等で講習の内容を進化・充実させることはいいことなので、この流れを止めることのないよう支援していきたい。 お問い合わせ先 大臣官房総務課法令審議室（大臣官房総務課法令審議室）

## 第15回文部科学省政策会議（平成22年1月27日）

### （1）「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」について

【高井大臣政務官より説明】

【質疑応答】

○ この法律により支給される就学支援金の受給権者は生徒本人か、保護者か、学校か。

（高井大臣政務官）

公立高校では授業料不徴収であるので、受給権という概念はない。私立高校等については、受給権を生徒が持っている。

○ 私立高校等への支援について、1. 入学一時金の減免補助はどうしていくのか、2. 低所得世帯に関する250万、350万という基準は、共稼ぎの世帯はどう考えるのか、3. 各家庭が申請した年収を認定するのは誰か。

（初等中等教育局審議官）

1. 入学一時金や施設整備費については、この法案の対象ではないが、高校生修学支援金等を活用して減免を行っていただきたいと考えている。2. 具体的には市町村民税の所得割額で決めていきたいと考えているが、父母とも働いている場合は、両親の額を合算する。3. 申請された年収の認定を行うのは、都道府県となる。

○ 住民税の申告書を添付するような形か。

（初等中等教育局審議官）

具体的な申請方法や様式は決まっていない。学校で一定のとりまとめをすることで、都道府県が行う事務を一部学校が委託を受けるような形になることも考えられる。

○ 国から個人へ就学支援金を支給すると、都道府県から私学への支援が少なくなる可能性があるのではないかと。都道府県に下げないよう伝えてほしい。

（高井大臣政務官）

独自の授業料減免措置等を行っている都道府県に対して、就学支援金が支給されることを理由に予算額を減らしたりしないようにとお願いをしているところ。

○ 都道府県がそのお願いを無視したら違法となるのか、どれほどの強制力があるのか。

（初等中等教育局審議官）

現在の授業料減免措置は法律に基づくものではなく、都道府県の判断で行っている。今回の法案は個人に支給される就学支援金を、学校法人が代わって受け取るもので（個人補助の代理受領）、機関補助である私学助成とは別の仕組み。就学支援金の仕組みができたからといって、私学助成を後退させることがないよう都道府県にお願いする以上のことはなかなかできない。

○ 都道府県によって、公立高等学校の授業料が異なっていると聞くが、差額はどうか。

(高井大臣政務官)

大阪や東京は平均より高いのが現状。逆に、安い県もあり、今の予算の範囲内でならずことによって実態に合わせて授業料相当額を交付できないか検討しているところ。

○ 「授業料不徴収」と言えば、授業料に差があってもそのまま手当ですることではないのか。

(初等中等教育局審議官)

各都道府県に交付する額をどのように算定するかは、政令で定めることとなっている。生徒一人当たりの単価として、現在の授業料の地方交付税単価である 11 万 8,800 円を基準に考えているが、この単価を用いていない都道府県がある。各都道府県に対して国が負担する額を考えるに当たっては、授業料の単価だけでなく、授業料減免の率が都道府県によりかなり異なっていることを考えなくてはならない。一律に 11 万 8,800 円を支給することによってできてしまうでこぼこについては、なんらかの経過措置を講じることによって、実態に合わせた無理のない方法ができないか検討しているところ。

○ 公立を不徴収とし、私立と制度を分けたのはなぜか。

(初等中等教育局審議官)

当初は、国公立を通じて同じ仕組みで交付する予定だったが、財政的観点から調整し直した結果、公立高校については、授業料を徴収しない仕組みの方がスムーズに移行でき、合理的と判断した。

○ 所得に応じてとあり、年収 250 万円以下などと記載されているが、年収と所得は概念が異なる。この場合はどちらの基準か。

(初等中等教育局審議官)

年収は一般に分かりやすいように、標準世帯でどれくらいの人が該当するかを示すために使った数字。具体的に手続として進める際には、住民税の所得割額をみていきたい。

○ 病気で入院していて就学支援金の申請書を提出できない者や、保護者が申請書を提出しなかった場合は、定額給付金のように受け取ることができないのか。受け取らない者がいる場合、お金は、後算出で、予算より少ない額が流れることはどう想定しているか。

(初等中等教育局主任視学官)

申請については、保護者でなくとも本人が申請できる。例えば、学校で直接生徒に書いてもらい集めることもでき、申請漏れにより受給できない者は想定していない。なお、法第 7 条第 3 項は、病気で休んでいるような場合に対応できるようにしたもの。

○ 例えば入院をして手続ができないまま、死亡してしまった場合にどうなるのか。

(初等中等教育局主任視学官)

適切に対応できるよう検討させていただきたい。

○ 支援期間についてであるが、留年や通信課程、夜間学校課程のように 3 年以上通う場合はどうなるのか。

(初等中等教育局主任視学官)

通信制のようにそもそも 4 年制の課程であれば、48 ヶ月まで延長できるが、3 年制の課程を留年したりする場合は 36 ヶ月まで。

○ 国立大学附属高校や国立高専は、「私立学校等」に含むとのことだが、国立には加算しないのか。

(高井大臣政務官)

公立、私立という考え方ではなく、一人当たり約 12 万円を国費から渡した上で選べるとことを基本に考えている。

(初等中等教育局主任視学官)

国立大学附属高等学校の授業料は、11 万 5,200 円で公立高校より若干安いので、就学支援金で授業料がカバーでき、加算の心配は発生しない。国立高等専門学校の授業料は、24 万円弱なので、低所得者加算との仕組みとしている。

○ 就学支援金は全員受け取るとの制度設計で進めるのか。

(高井大臣政務官)

どうしても自分で払うという人は、交付を受けず、自分で授業料を払うことができる。公立高等学校については、不徴収であり、そのような問題は生じない。

○ 奨学金等で、私立学校の生徒に補填していけるような施策を要望しておく。

○ 日本国内の学校に通う方だけか。高校は海外で勉強したいという生徒は対象外か。

(高井大臣政務官)

日本にある学校のみを対象としている。